

ホームレス巡回相談事業の事業内容及び過去5年間の実施状況

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
各年度末現在における 吹田市内のホームレス数 (人)	3	1	1	2	2
吹田市内の延べ巡回日数 (日)	81	80	51	36	45
決算額 (円)	18,780,000 ※幹事市	0	2,072,000	1,941,000	1,801,000

- 経緯

平成14年(2002年)8月に施行されました「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成16年(2004年)1月から本事業を開始しました。大阪府内を4つのブロックに分け(大阪市を除く)、管内のホームレスの方の支援策としてきましたが、平成27年(2015年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の自立相談支援事業として再編成されました。大阪府内を2つのブロックに分け(大阪市を除く)、本市は大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会北大阪ブロック(吹田市・豊中市・池田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市)に参画しています。ホームレス数の減少とともに巡回日数は減少してきています。
- 事業内容

北大阪ブロック全体におけるホームレス等の起居する場所(各市町の河川敷や公園等)を巡回し、面接相談を実施しています。また、相談結果を踏まえ、各種施策の活用に係る助言や関係機関と連携し、自立した生活を行えるよう必要な支援、指導を行っています。
- 費用負担

大阪府及び大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会において総額が決定され、ブロックの契約担当市(平成25年度(2013年度)までは幹事市※)が契約及び支払いを行っています。平成25年度(2013年度)は、本市がブロックの幹事市として契約及び支払いを行いました。なお、当該費用は大阪府の「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に基づき、全額府補助となっていました。平成27年(2015年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の自立相談支援事業として再編成されたため、現在は国庫負担率3/4の事業となっています。